

次期環境基本計画の策定について

環境基本計画について

- 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により策定が義務付けられ、本県の環境保全に関する最も基本となる計画。
- これまで、1996年（一次）、2008年（二次 2015年改訂）に策定。
- 現計画の計画期間が2018年度までであるため、環境問題の状況の変化を踏まえ、環境審議会での議論を経て2019年3月を目途に次期計画を策定。

国際情勢

- ◆ 国連が「持続可能な開発目標」(SDGs)を含む「2030アジェンダ」を採択(2015年9月)
- ◆ COP21で「パリ協定」が採択(2015年12月)、発効(2016年11月)
 - 世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求

国の状況

- ◆ 「地球温暖化対策計画」の策定(2016年5月)
 - 2030年度におけるCO2などの温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減
- ◆ 「第五次環境基本計画」の策定(2018年3~4月予定)
 - 環境政策を推進力として社会・経済の課題を「同時解決」
- ◆ 「第四次循環型社会形成推進計画」の策定(2018年4~6月予定)

環境基本計画策定後の個別計画の状況

- 千葉県地球温暖化対策実行計画(2016年) ※主な新規計画等
- 千葉県廃棄物処理計画(2016年)
- 千葉県災害廃棄物処理計画(2018年3月予定)
- 千葉県の気候変動影響と適応の取組方針(2018年3月予定) など

環境基本計画の成果と課題

- ◆ 毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を公表
- ◆ 全体として概ね進展が図られているが、各分野で課題が存在
 - 外来生物や有害鳥獣による生態系や農林業等への著しい被害
 - 印旛沼、手賀沼などの閉鎖性水域における水質改善 など

次期環境基本計画のポイント

- 1 現環境基本計画における課題を踏まえた対応**
引き続き各分野の取組を進めるとともに、課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を行う。特に、「野生生物の保護と適正管理」については総合計画と同様に格上げし、特定外来生物対策や有害鳥獣対策を強化する。
- 2 新たな環境問題への対応**
 - (1) 気候変動への適応**
温室効果ガスの排出抑制を行う緩和策を引き続き進めるとともに、気候変動に伴う影響への適応策を検討し、各施策で気候変動への影響に備える。
 - (2) 再生土の適正利用の推進**
産業廃棄物再生品(再生土)の適正利用を一層推進する。
 - (3) 災害時等における環境問題への対応**
災害廃棄物対策など、大規模災害時等における環境問題への対応を盛り込む。
- 3 環境と経済の好循環の創出**
環境に配慮した経済活動を促進するとともに、環境保全に貢献する産業の振興を図るなどにより、環境と地域経済の好循環を目指す。